



(公財) 国際宗教研究所 宗教情報リサーチセンター

「ラク便利」 研究ノート

→他の論文・研究ノート・小特集のバックナンバーは[こちら](#)をご覧ください。

*印刷してご利用の際は2頁目以降を印刷して下さい。

研究論文

オウム真理教事件を契機に創発した議論の展開

— 深まらない分析の背景にあるもの —

井上順孝

はじめに

2018年7月6日に、オウム真理教の一連の事件で死刑が確定していた13名のうちの7名に刑が執行された。続いて同月26日に残る6名に刑が執行された。6日に刑が執行されたのは、教祖の麻原彰晃（本名・松本智津夫）の他、元幹部の井上嘉浩、遠藤誠一、土谷正実、中川智正、新実智光、早川紀代秀である。26日に刑が執行されたのは、やはり元幹部の岡崎（宮前）一明、豊田亨、端本悟、林（小池）泰男、広瀬健一、横山真人である。

オウム真理教は1995年3月20日の地下鉄サリン事件をはじめ多くの犯罪に関わった。1989年11月4日の坂本堤弁護士一家3人の殺害、1994年6月28日の松本サリン事件、1995年3月1日の仮谷清志氏殺害事件の他、信者に対するリンチ殺人事件もある。一連の事件で刑事事件として立件されただけで28名の殺人に関わったことが確定され、負傷者は数千名に上る。地下鉄サリン事件が起り、オウム真理教がいかにも多くの犯罪に関わっていたかが明らかになった1995年には、オウム真理教をめぐるおびただしい報道がなされた。3月20日の事件後、22日は強制大捜査が始まり、テレビや新聞、雑誌、その他のマスメディアにおいて、この年オウム真理教や麻原彰晃についての報道がなかった日はない。しかし時間とともに報道の数も減り、数年が経つ頃には報道の内容も比較的似たような視点からのものが多くなった。地下鉄サリン事件に関しては毎年3月20日前後に亡くなった人たちの追悼や、関係者のコメントに関する報道が主体になっていった。麻原彰晃や幹部の逮捕や判決が決まった際には、それについての報道と若干の識者のコメントという形になっていった。2012年6月に高橋克也が逮捕され、オウム真理教関連の事件で特別指名手配者になっていた者はすべて逮捕された。麻原彰晃は2006年に死刑が確定し、幹部のうち12名の死刑もそれぞれに確定した。

こうした経過をたどって、オウム真理教の犯罪に焦点を当てた報道は、しだいに少なくなっていった。オウム真理教がもたらしたはずのさまざまな問題を扱った報道もまた稀になっていった。そうした中に、2018年になると、マスメディアは麻原彰晃の死刑執行がいつかということに対する関心を強めた。2019年の改元や2020年のオリンピック開催という条件から、刑の執行は2018年であろうという予測を立てた報道機関が多かった。3月14日から15日にかけて死刑囚のうち7人が東京拘置所から別の拘置所に移送されたことで、マスメディアはおおむね死刑の執行が間近に迫ったとみなしたようである。それに備えて報道の準備をした新聞社、テレビ局もあった⁽¹⁾。そして7月に2回に分けて全員の死刑が執行されるや、すぐさまそれに対応した報道を各メディアが行ったのである。

死刑執行を受けてのオウム真理教に関する報道では、死刑制度そのものや、死刑を執行することの是非といったことに関わる議論も多く見られた。麻原彰晃だけでなく元幹部の信者12名も一斉に刑の執行を受けるというのは、たんに多くの人にとって予想外というだけでなく、そのことの影響が広く及ぶと考えられたがゆえに、批判も多くなされた。麻原はともかく、元幹部の信者の中には

なぜこのようなことになったのかを社会に伝えたいという気持ちを表明していた人もいたから⁽²⁾、そうした機会が奪われたことに対する批判がことに多かった。死刑執行が近いという予測が強まるなか、日本脱カルト協会⁽³⁾は2018年3月15日付で、麻原彰晃を除くオウム事件の死刑囚12名について、決して死刑を執行せず、無期懲役刑に減刑する恩赦を検討するよう求める要請書を上川陽子法務大臣に提出した。また2018年6月4日には映画監督の森達也などにより「オウム事件真相究明の会」⁽⁴⁾が立ち上げられ、麻原彰晃の死刑に反対する姿勢を示した。こうした意見があったものの刑は執行された。死刑囚たちから、一連の出来事について今どう考えているかを聞く機会は失われたことになる。

本稿ではこうした死刑執行に関わる議論とは別に、オウム真理教事件によって創発した議論の今日に至る展開を分析する。何が具体的なプロセスを生み、何が等閑視されているかなどを確認する。また、それぞれの議論がどのような立場に立ってなされてきたのか、何を目指したものであったのかなど、その背後にある議論が射程においていたものについて考察する。

1. 事件直後に存在した多様な視点からの議論

オウム真理教事件に関わる議論を整理しようとする場合、死刑執行を焦点に置いた今回の報道や議論からは、それほど多くのものを拾えない。テレビ、新聞、週刊誌、月刊誌などに、それぞれいくつかの論評等がなされたが⁽⁵⁾、死刑執行に関わるテーマ以外では、これまでになされてきた議論を深めるようなものはきわめて少ない。だが地下鉄サリン事件の年までさかのぼると、さまざまな角度からなされた議論があった。そこにいくつかの重要な問題提起も見出すことができる。結果的に制度や社会状況に何らかの変化をもたらすことになったものや、ただ一時期議論されただけに終わったようなものなど、展開過程には大きな違いがある。提起された主なものについて、その後の経緯を概括的に整理しておきたい。

(1) 宗教法人法の問題点の指摘

事件直後から起こった議論の一つに、宗教法人法に対する批判があった。宗教法人法は規制がゆるやかであるから、このような事件を生んだのだという主張が出てきたのである。もっとも極端なものとしては、凶悪な犯罪を準備するような団体を調べることができない現行法に問題があり、すみやかに宗教法人法を改正すべきというものがあった。この議論では、宗教法人の認証のあり方を厳しくすべきだという流れになった。宗教法人法を改正すべきという意見には社会からの賛同が多く、戦後初めての宗教法人法改正が1995年末になされた。オウム真理教自体については、この改正以前の1995年10月30日に東京地裁から宗教法人解散命令が出された。

ところがこの宗教法人法改正に関する議論の多くが、宗教法人法の趣旨を十分理解しないでなされたものであった。宗教法人が法に触れるような活動をしているようでも取り調べることができない、などというのは誤解に基づいている。宗教法人であっても、何らかの法に触れる活動があったなら、他の団体同様取り調べの対象になるし、場合によっては処罰されるという基本的なことを踏まえていなかったのである⁽⁶⁾。さらに問題なのは、改正問題が、当初のオウム真理教のような団体が生まれることを防ぐという意味合いから、創価学会対策という色彩を強めていったことである。創価学会が支持する公明党は当時解党し、衆議院議員と改選を迎える参議院議員は新進党に合流していたため、自民党はこれに強い危機感を抱いていたからである。

宗教法人法の改正によって、文化庁宗務課の職員の数が増えるなど、宗教行政の改善につながった面もあるが、オウム真理教事件を踏まえたものとは言い難い改正内容である⁽⁷⁾。そして改正され

た後の効果や問題点への関心は薄く、議論は急速に終息していった。

(2) 宗教教育の必要性の主張

次にやはり事件直後から高まった宗教教育の必要性についての主張に触れる。幹部信者に多くの高学歴の若者が含まれていたという点を問題視する議論は少なくなかったが、その中で宗教教育の必要性に言及するものがあった。典型的には高学歴の若者がこうした宗教に惹かれたのは、宗教教育が不十分だったからであり、宗教教育を公立学校でも行うべきとする主張である。

ところがこの議論もまたオウム真理教の問題を踏まえてというだけでなく、以前からあった愛国心の涵養や宗教情操教育を推進する動きにしばしば組み込まれた。さらには教育基本法の改正の論議にも関係づけられていった。政府が宗教教育問題を考える動きは小渕首相時代に具体化した。2000年3月に小渕首相の私的諮問機関として教育改革国民会議が設置された。ところが翌月小渕首相が急死したため、森首相がこれを引き継いだ。森首相は教育基本法の見直しを前面に掲げた。宗教教育に絡まる視点としては「伝統・文化など次代に継承すべきものの尊重、発展」を含む3つの観点が出され、これを受けて中央教育審議会（中教審）が教育基本法全般の見直しを行った。ここで第9条の「宗教教育」の見直しを含めることも視野に収めた議論が提起された⁽⁸⁾。宗教界においても日本宗教連盟をはじめ、宗教教育をテーマとするシンポジウムを開催するなどの動きが生まれた。

このような動きに対して、宗教教育に関する議論が愛国心の涵養を目指す動きに利用されることに警戒を示す人々もいた。宗教教育を巡る複雑な議論の整理と、将来的な方向性を具体的に論じていくに際して、1990年より国学院大学日本文化研究所で実施されていた宗教教育プロジェクトの研究成果に基づく宗教文化教育という新しい視点が注目されることとなった。このプロジェクトは1990年から2001年までの12年間にわたり実施されたものであるが、日本における宗教教育の現状を踏まえて、従来の宗教情操教育が公教育で可能かどうかをめぐって行き詰っていた局面に宗教文化教育という新しいカテゴリーを提起した。

教育基本法は2006年に改正されたが、そのうち宗教教育に関する部分の改正内容は、宗教文化教育の趣旨にかなり近いものであった。すなわち旧第9条で「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。」となっていたものが、新第15条として「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。」と改正された。つまり「宗教に関する一般的な教養」という文言が付け加わったのである。

宗教教育の問題は、こうして宗教文化教育という方向への展開という新しい動きができた。2011年1月に宗教文化教育推進センターが設立され、「宗教文化士」の資格認定制度が立ち上げられた。ただし、宗教文化教育にはカルト問題についての啓発も組み込まれているものの、中心となるのは日本や外国の宗教文化の理解を深めるというところを目指す教育を充実させ、その教材等を開発していくものであった。その意味では、次に述べるカルト教育を、より広い視点からは、どのような枠組みに付置していくかの視点を提供するものでもあった。

(3) カルト教育という視点の提起

3つめに、オウム真理教をカルト教団として捉え、カルト教育の必要性を訴える動きが生まれた。これは宗教教育に連なるものではあるが、カルト問題に特化することで、より具体的な対策を模索し、啓蒙活動を行うというきわめて実践的なものであった⁽⁹⁾。オウム真理教は無差別テロ事件を引き起こしたが、このような例は近代日本では前例がなく、これからも滅多に起こらないと予測される。しかし、

オウム真理教はテロ事件だけではなく、若者の精神性を虐待するような活動をしていたという見方があった。その点でいうと団体の名前を名乗らないまま勧誘し、信者の行動を強くコントロールするような他の宗教団体への警戒も必要であるという動きとなった。

カルト教育においては、オウム真理教やその後継団体だけでなく、統一教会（世界基督教統一神霊協会、2015年に世界平和統一家庭連合と改称）などの活動に注意が呼びかけられている。主に研究者と弁護士が中心になって活動している。ここでは靈感商法なども問題にされている。1987年5月に全国の約300名の弁護士が「全国靈感商法対策弁護士連絡会」⁽¹⁰⁾を結成していた。この連絡会がオウム真理教事件により、さらに類似の問題に対する啓蒙活動を促進する動きを見せた。摂理(正式名称「キリスト教福音宣教会」)などでは教祖鄭明析^{チョンミョンソク}⁽¹¹⁾による性暴力の問題も起こっていたので、こうした問題にも幅広く取り組んでいる。

カルト教団という用語を学術研究において用いることには、多くの研究者は慎重であるが、マスメディアにおいてはしだいに一般的に用いられるようになってきている。事件後社会的に問題のある教団や事件に対して、オウム真理教の危険度と比較するような論調もしばしば見受けられたが、こうした尺度の存在については「オウム度」というような形容をしたことがある⁽¹²⁾。

日本脱カルト協会は、心理学者、宗教社会学などの研究者や弁護士、精神科医、カウンセラー、また宗教関係者などから構成されている。ここではマインドコントロールという概念が重視されている。弟子たちが麻原彰晃に精神的に操られ、違法行為までするようになったとする見解に立っている。ただし、マインドコントロールの概念は厳密な定義が難しく、広く言えば教育も一種のマインドコントロールであるという議論もなされる。それゆえ結果から判断して「悪しきマインドコントロール」という形で議論せざるを得ない弱点がある。

なお、オウム真理教問題とは直接関係ないが、悪質で強引な宗教勧誘等に関しては、商法の改正が具体的な効果をもたらしている。「特定商取引に関する法律」はもともと1976年に制定された「訪問販売等に関する法律」が改正されたものである。当初は悪質なマルチ商法などを規制するために定められたものであった。その後販売法をめぐるさまざまな問題が生じ、これに対応する形で2000年に「特定商取引に関する法律」に変更された。そして2007年7月15日に「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令」(通称、「改正・特商法」)が施行された。そしてこの法律が宗教法人に対して初めて適用されたのが、2008年の幸運乃光(千葉県袖ヶ浦市)に対してである。幸運乃光は易鑑定士に「2年間祈願しなければ息子さんに大変な災いが起こる」「息子さんの運気が下がり大変なことになる」などと言わせて、高齢者らを祈願に勧誘した。そして祈願料や数珠などの費用146万～934万円を払わせていた。これが特定商取引法違反に当たるとされ、3ヶ月の業務停止命令が出された。

2018年6月8日には商法・民法の特別法である消費者契約法が改正され、「靈感」という言葉が初めて法律の中に用いられた。施行は2019年6月である。同法4条6号として、次の条文が新たに加えられたのである。

「当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること」

これらの法律によって、社会的批判の多い、ことさらに不安を煽ったりして高額な物品を購入させるような行為への新しい規制方法が生まれたことになる。従来は、お布施の類、信仰心に基づい

で支払った金銭について、だまされていたから戻してほしいというような訴えがあっても、信仰に関わる問題であるからということで、法的には対処するのが非常に困難であった。こうした場合に対しても、新しい対処法ができたということの意味する。

(4) オカルト・超常現象番組への批判

信者たちは麻原の空中浮揚を信じていたとされる。信者たちは結跏趺坐したまま飛び跳ねる練習をしたが、これはダルドリー・シッディと呼ばれた。オウム真理教事件当時、カルト問題、そしてオカルト問題を扱っていた弁護士の滝本太郎は、これは訓練すればできるとして、自らの跳躍の場면을撮影した写真を公開した。ダルドリー・シッディと空中浮揚は異なる。またオウム真理教においても、実際は空中浮揚の場面は彼らが作成したアニメで描かれただけであり、また「尊師は空中浮揚ができる」という信者たちの信念の中に存在するだけであった。しかしダルドリー・シッディは空中浮揚に至る道と信じた信者たちがいた。こうした物理法則に明らかに反するようなことを容易に信じ込む若者が出たのは⁽¹³⁾、『ムー』などのオカルト雑誌やテレビのオカルト・超常現象番組などが悪い影響を与えたせいであるという議論が一部に出された。

オウム真理教が超能力を吹聴して若者を勧誘したという議論を意識してのことと考えられるが、サリン事件以後しばらくは、この種の番組がほとんど放映されなくなった。1990年前後には宜保愛子が霊能者とされ、しばしばテレビに出演して彼女が芸能人などを相手に行った霊視は人気になり、霊視という特別な能力を持っていると信じる人も少なくなかった。1992年に国学院大学日本文化研究所が中心になって行った学生に対する大規模なアンケート調査の中に、「宜保愛子の霊視を信じるか」という質問項目を設けたが、24.1%が信じる、28.2%がどちらかといえば信じると答えた。肯定的回答が5割を超したこの結果は注目され、朝日新聞をはじめ各紙で紹介された。しかし、オウム事件以後、宜保愛子に対する批判的な番組が増えると、それに対応するかのようには霊視を信じるという割合も半減した。この調査結果からみても、とくに若い世代にテレビ番組の影響は少なからぬものがある。麻原は自分はさまざまな超能力をもっていると、「超越神力」シリーズとして、それに関する多くのビデオを制作したが、これを若者たちが受け入れやすくなっていた理由の一つに、霊能者と称される人々を頻繁に登場させていた当時のテレビ番組が与えた影響を十分想定できる。けれども、それがどの程度の影響を与えたかを実証的に研究するのはなかなか困難である。

そういうこともあって、テレビ等の自粛と映った姿勢は数年をして元の状態に復することになる。超能力や霊視の類は、スピリチュアルブームの中に組み込まれていった。自粛傾向がなくなったということは、この観点から議論されたことは、あまり具体的な結実がなかったということになるかもしれない。しかしながら、オカルト批判の立場からの研究は、宗教研究以外の分野で少しずつであるが継続している。今回の死刑執行の後に刊行された『RIKA TAN』2018年10月号では、オカルト特集がなされており、オウム真理教事件にもジャーナリストが言及している⁽¹⁴⁾。同誌はカルト問題を主に偽科学という視点からときおり特集に組みこんでいる。

2. 宗教研究に与えた影響

オウム真理教事件は、宗教研究者に対しても大きな課題を投げかけた。とりわけ1970年代から研究者の広がりを見せていた新宗教研究という分野にとっては、研究方法に対する問題も指摘されることとなった。新宗教研究は実際に教団の関係者と接する中に資料やデータを収集し、また面接調査の結果を重視しながら広がりを見せていた。それが一つの研究分野を形成したことは、1990年に『新宗教事典』⁽¹⁵⁾という1,000頁を超す大部の事典が刊行されたことに端的に示される。

ところがオウム真理教事件によって、オウム真理教を研究対象とすることを避けるのみならず、新宗教の研究から遠ざかる研究者も出た。それは事件の衝撃があまりに大きく、社会のみならず学界においても、こうした研究への警戒感が一時強まったことにも一因がある。その一方で、事件後、宗教研究が専門ではない分野から、オウム真理教について発言する研究者がにわかに増えた。分野を超えての真剣な議論中にはあったが、一つの教団の研究が短期間でそうそう深くできるわけではない。つまりオウム真理教が誰でもが発言できそうな対象となったということは、いうなれば「ワイドショー的な対象」になったということの意味する。

そうした中にも、一部の宗教研究者は継続的にオウム真理教研究を続けた⁽¹⁶⁾。とくに研究者以外の人々、たとえば弁護士、精神科医、元オウム真理教信者なども情報を交換しながら研究を継続してきたのが、宗教情報リサーチセンター (RIRC) の研究プロジェクトである。宗教情報リサーチセンターは設立の経緯にオウム真理教事件が関係しており、また関連資料を収集してきたこともあって、本格的なプロジェクトチームを結成したのである。その成果は宗教情報リサーチセンター編『情報時代のオウム真理教』(春秋社、2011年)と同『〈オウム真理教〉を検証する ―そのウチとソトの境界線』(同、2015年)という2冊の本に結実している。

このプロジェクトでは、事件が起こった背景を追うとともに、研究者の発言とマスメディアの報道に対してもかなり批判的な論考を行っている。研究者としてまさに「教訓」とすべき点を明らかにし、また研究者が関わることの多いマスメディアについても、きちんと問題点を指摘する必要があると考えたからである。『情報時代のオウム真理教』では、新聞、雑誌、テレビに分けて事件以前の報道姿勢を分析し、また研究者とジャーナリストの発言についても、証拠に基づいて議論していた人と、印象やちょっとした観察だけで議論していた人について区別しながら論じている。また『〈オウム真理教〉を検証する』では、宗教研究者とメディア情報との関係についてあらためて総括を試みている。研究のあり方にも批判的な議論をしたのは、事件をめぐる複数の宗教研究者が社会的批判を浴びたからである。あたかも批判がなかったように議論することは新宗教研究のみならず、宗教研究全般にとって好ましくないからである。宗教研究者が社会的批判を浴びるようになった理由、そしてその経緯については、塚田穂高「事件前の「オウム論」書籍と学術研究 ―ジャーナリズムから宗教研究まで」⁽¹⁷⁾、及び平野直子・塚田穂高「メディア報道への宗教情報リテラシー ―「専門家」が語ったことを手がかりに」⁽¹⁸⁾において詳しい論考がなされているので、そちらに譲るが、ここでは研究者の発言として軽率であったと言わざるを得ない代表的なものだけを指摘しておく。

一つは中沢新一が坂本堤弁護士事件のすぐあと、週刊誌の企画で麻原彰晃と対談し、麻原が弁護士一家の殺害を否定すると、ただちにそれを受け入れたということである⁽¹⁹⁾。もう一つは島田裕巳が1995年元旦に読売新聞がサリン残留物について報じた後の1月25日に、実はサリン精製工場であった第七サティアンに入り「宗教施設であることはまちがいがなかった」としたことである⁽²⁰⁾。オウム真理教がサリンを作っているという疑惑が生じている段階で教団を見学に行き、そのようなものはなかったと述べたのである。いずれも殺人事件や殺人の準備に関わることであり、研究者でなくても軽はずみな発言は控えるべき事柄である。

二人が当時麻原彰晃やオウム真理教を好意的に見ていたことまではあまり責められない。一連のオウム真理教に関する裁判の過程では、すでに1989年の時点で、麻原はポアという名目のもとに信者の殺害や弁護士一家の殺害などを命じていたことなどが明らかにされた。しかし当時は、そのことを部外者が知ることはきわめて困難であった。また弁護士殺害事件以後に放映されたテレビ番組などにおいても、麻原彰晃を好意的に扱っていた番組が少なくなかった⁽²¹⁾。雑誌メディアも同様

である。強く批判していたのは、友人の弁護士が殺されたことで、オウム真理教の関わりを調べていた江川紹子など、ごく一部の人たちである。

オウム真理教は1989年に政治団体「真理党」を設立し、その直後に東京都から宗教法人の認証を得ている。翌年2月の衆議院選挙に麻原彰晃以下25名が立候補して全員が落選したことなども、どちらかと言えば興味本位に報道されていた。すでにいくつかの犯罪行為を行っていたのであるが、そうしたことはほとんど知られていなかった。好意的に対処する人すら少なくなかったというのが1990年代前半の社会背景であったとすれば、宗教研究者であっても、その壁を超えるのはなかなか困難であったとは言える。

しかし、好意的な対処といっても、それはあくまで個人的な価値観や評価の範囲であって、研究対象についてたとえ研究論文ではなくても、コメント、論評の類で公表する場合は、資料・データ等に基づく一定の根拠を有した上でなすべきである。これに関して付け加えておきたいのは、教団に対する批判的論評には対象となった教団からのクレームが突きつけられたり、場合によっては訴訟になることさえあるのに対して、好意的論評には少なくとも対象となった教団からクレームがくることはまずないという点である。それゆえ、さしたる根拠がなくても、好意的な内容の意見やコメントなら出しやすい傾向が生じると考えられる。

社会的に批判があるような教団に対して、根拠が乏しいが好意的な論評というものを公にした場合、他の研究者や一般社会からの批判が生じる可能性がある。ただし、それらの批判は教団からのクレームと異なって、裁判等になるようなことはまずない。このような実情が、研究者の態度に無意識的に影響を与えていることも考えられる。

この点をさらに考えるなら、オウム真理教問題は研究者の研究倫理に関わる問題を提起したことになるが、これはその後さほど深められてはいない。地下鉄サリン事件のあった1995年の9月7日に「宗教と社会」学会はオウム真理教に関する公開シンポジウムを開催し、研究者とジャーナリストを交えた議論を行った⁽²²⁾。そこでも研究の倫理に関わる議論も出たが、その後、学界において宗教研究者の調査倫理といった問題についての議論は深まることはなかった。

その後の社会的な状況を考えると、グローバル化の進行とともに、これまでにないタイプの宗教運動がいくつか形成され、国外からもたらされる宗教団体の形態もきわめて多様になってきているので、調査倫理のようなものは議論する必要は増していると言える。各学会には倫理規定を設ける例も増えているが、それらは研究者として求められる一般的な規定にとどまっている。現代宗教の研究者にとっては、同時代的に生活している人たちを調査対象とする場合に留意すべき特有の問題がある。オウム真理教問題に際して宗教研究者の一部が社会的批判を浴びたことは、この議論を深める上でのきっかけになってもよかったのであるが、それは未だになされていない。後継団体、とくに積極的に研究者に働きかけをしている「ひかりの輪」(上祐史浩代表)との関わりのある方などに、オウム真理教問題の際に批判された点が、教訓として顧みられていないような場合も見受けられる⁽²³⁾。

宗教思想あるいは宗教体験が、オウム真理教問題にどう関わっていたかを、信者や元信者たちから聞き取るというのも宗教研究にとって重要な視点である。川村邦光は早川紀代秀との共著で『私にとってオウムとは何だったのか』を刊行している⁽²⁴⁾。早川がなぜ麻原彰晃に惹かれたのかを分析している。しかし、犯罪に関わった幹部の宗教的側面にもっとも注目したのはジャーナリストの藤田庄市である。藤田は先に挙げた宗教情報リサーチセンター編の2冊の書のうち、とくに『〈オウム真理教〉を検証する』に収められた「麻原言説の解説」という論考において、ポア、ヴァジラヤーナ、

聖無頓着といった教えのもった影響力について論じている。また『宗教事件の内側 —精神を呪縛される人びと』⁽²⁵⁾、『カルト宗教事件の深層 —「スピリチュアル・アブユース」の論理』⁽²⁶⁾などの書においても、オウム真理教その他の事例を紹介し、宗教の教えが与えるいわば「負の面」に対する分析を試みている。

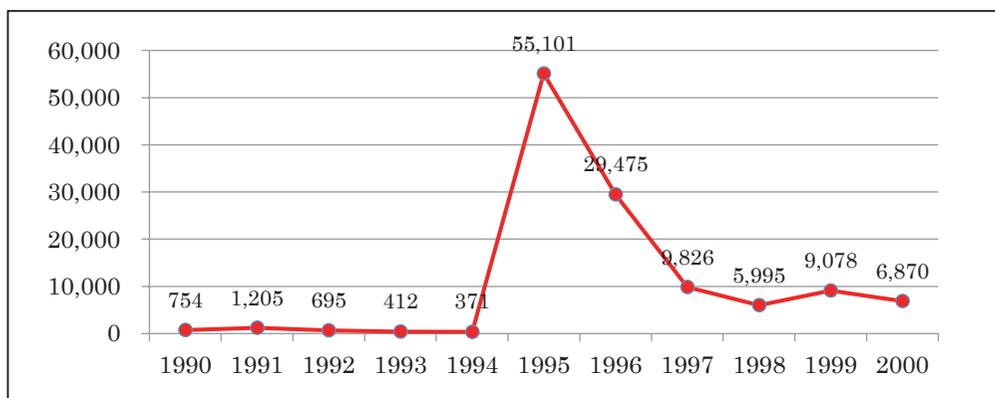
こうした研究の場合、宗教思想研究と新宗教研究の少なくとも2つの分野で蓄積されている方法を踏まえることが求められる。社会学や心理学、人類学、その他の領域における知見を参照することも必要になる。当然のことながら、こうした研究には共同研究が欠かせない。藤田の研究はRIRCの研究員が共同で行った研究の成果を採り入れている。しかしそれ以外に共同研究の成果と言えるものはきわめて少ない⁽²⁷⁾。

3. 宗教専門紙における言及の少なさ

オウム真理教に関する報道はサリン事件直後の1995年には膨大な数にのぼった。おおよそ半年ほどテレビは連日、麻原彰晃やオウム真理教に関する話題を扱った。しかし、当然のことながら、事件から月日が経つとともに報道件数は減っていった。テレビ報道の場合、その量的推移を把握するのは困難である。しかし事件に関しては、テレビ報道は活字メディアによる報道と内容や量的な変化において一定程度連動しているため、そこからメディアの報道についての量的な推移を推し量ることができる。

RIRCでは、宗教記事データベースの作成をその主要業務の一つとしているので⁽²⁸⁾、このデータベースを用いると、オウム真理教に関する報道件数の変化をかなりの程度推測できる。そこで、1990年から2017年までの期間で「オウム真理教」を検索語とした場合、どれくらいのヒット数となるかを調べた⁽²⁹⁾。ただし宗教専門紙・誌はRIRC設置以後の収集となるので、1999年以後の記事データしかない。一般紙・誌における変化は著しいので、便宜上2000年までと2001年以降とにグラフを分けた。グラフ1で分かるように、1995年には55,000件を超える記事がヒットした。しかし翌96年には30,000件弱となり、97年には10,000件を切っている。サリン事件から10年を経た2005年には1,000件ほどになり、以後1,000件前後を推移している。とくに2000年には6,870件ヒットしたのが、翌2001年には2,137件と3分の1ほどと大幅に減少したことが注目される。マスメディアの報道を手がかりにすると、社会全体のオウム真理教に関する関心はこのあたりが一つの転換点であったことが推測される。

グラフ1 オウム真理教報道件数 (1990-2000年)



1999年以降は宗教専門紙・誌のデータもあるので、グラフ2では2001年から2017年までのヒット数について、一般紙・誌と宗教専門紙・誌とを比較した。かなり顕著な違いが見て取れる。全体では記事数ははだいに減少傾向にあるが、裁判等の推移によって目立って数が増加する年もある。2012年と2015年は、それぞれの前後の年に比べて顕著に多いが、2012年は逃亡していた最後の指名手配者高橋克也が逮捕された年であり、2015年は地下鉄サリン事件20周年に当たる年である。これに対し、宗教専門紙・誌の場合、オウム真理教に関するさまざまな出来事があっても、記事数は一貫してきわめて低く、1年で100件以上がヒットした年がまったくない。

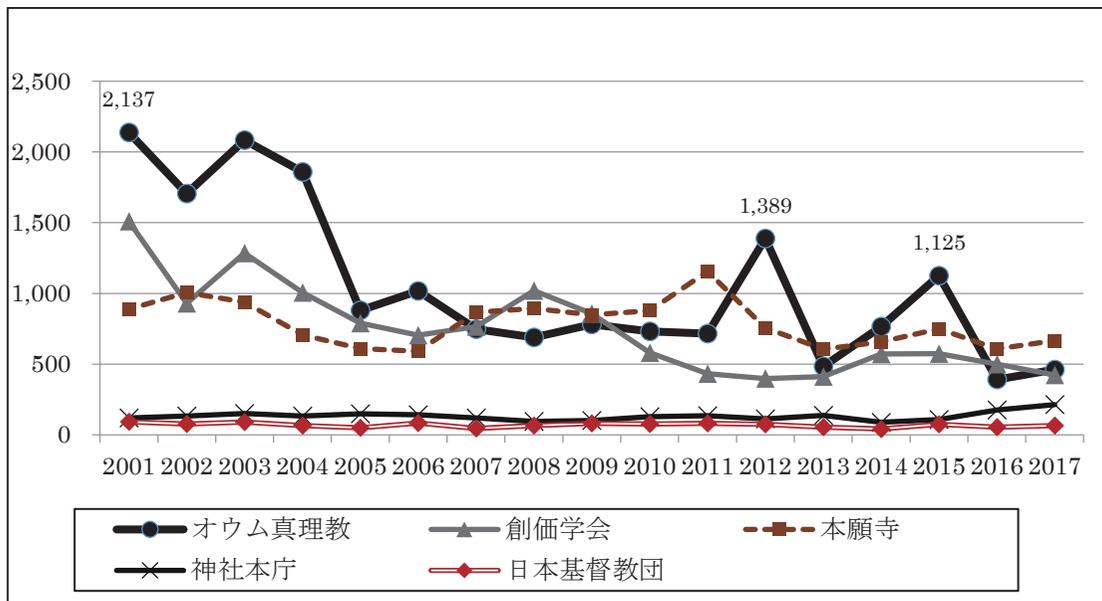
グラフ2 オウム真理教報道件数の一般紙・誌と宗教専門紙・誌の比較 (2001-2017年)



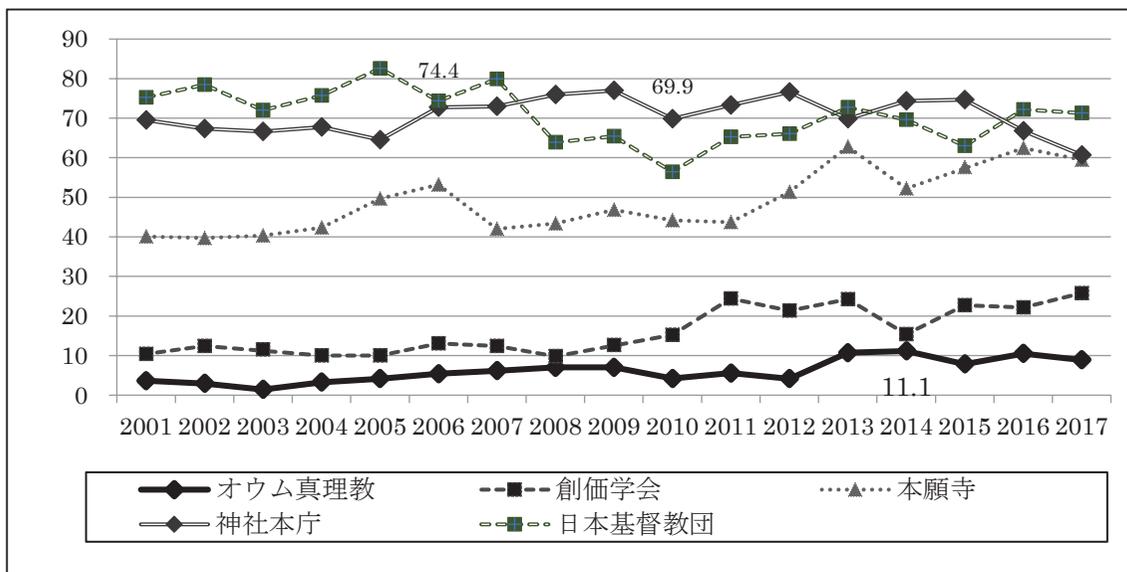
「オウム真理教」で検索した場合はこのように宗教専門紙・誌でのヒット数が少ないことが明らかになったが、これだけでは一般紙・誌と専門紙・誌の違いを論じにくいので、比較のために「創価学会」、「本願寺」、「神社本庁」、「日本基督教団」の4つの語で検索してみた。その結果がグラフ3である。一般紙・誌では2001年以降、オウム真理教についてのヒット数ははだいに減少し、「創価学会」や「本願寺」のヒット数をもっとも多いという年もある。2016年や2017年では本願寺のヒット数をもっとも多い。あくまでおおまかな傾向の把握ということになるが、それでも「オウム真理教」、「創価学会」、「本願寺」は一般紙・誌でも一定程度ヒットすることが分かる。これに対し、「神社本庁」と「日本基督教団」はかなり少ない。17年間の平均をとると、多い順に、「オウム真理教」は1年に1,056件、「本願寺」は790件、「創価学会」は751件、「神社本庁」は132件、「日本基督教団」は69件である。

この5つの用語が、どれくらい宗教専門紙・誌に集中しているかを見るため、全体でヒットした記事数のうち、宗教専門紙・誌でヒットした記事数が占める割合をグラフ4に示した。「日本基督教団」や「神社本庁」は専門紙・誌でヒットする割合が7割前後できわめて高い。つまり大半が宗教紙・誌で扱われる用語であるということである。17年間の平均では「日本基督教団」が70.8%、「神社本庁」が70.6%である。「本願寺」は半分ほどになり、17年間の平均で48.9%である。「創価学会」は平均で16.1%であるが、増加傾向である。これは一般紙・誌で扱われる例が減少していることを示す。専門紙・誌でヒットする割合がもっとも低い「オウム真理教」は平均で6.1%である。2011年から2017年の間でもっとも割合の高かった2014年でも11.1%である。

グラフ3 一般紙・誌における宗教関連記事のヒット数比較



グラフ4 各記事の全体に対する宗教専門紙・誌の占める割合

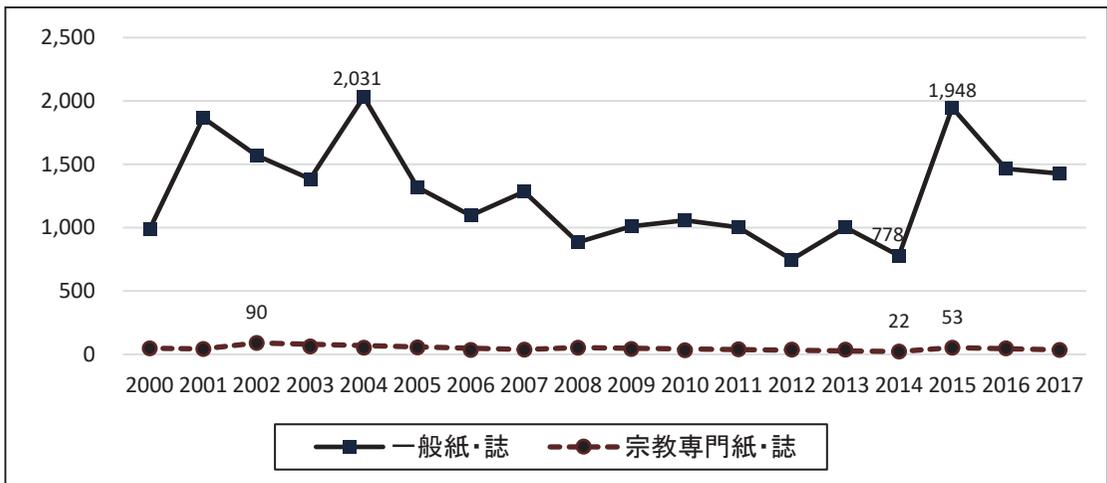


宗教専門紙・誌のうち、宗教専門紙は、とくにそれぞれ関係のある団体の記事が大半である。『ラク便り』に掲載されている例で言えば、『神社新報』は神社界、『仏教タイムス』は仏教界、『カトリック新聞』、『キリスト新聞』、『キリシタン新聞』はキリスト教界、そして『新宗教新聞』は新宗教団体のそれぞれの動向にもっとも多くの記事を割く。また『中外日報』は宗教界全般にわたる。このことからするとオウム真理教に関わる事柄への記事が少なくなるのは当然と言えるかもしれない。またいずれも日刊ではないので、記事の総数も少ない。それでも一般紙・誌においては、裁判での判決結果、最後の逃亡犯の逮捕といった事件に対応して掲載する記事数が当該年にかなり顕著に

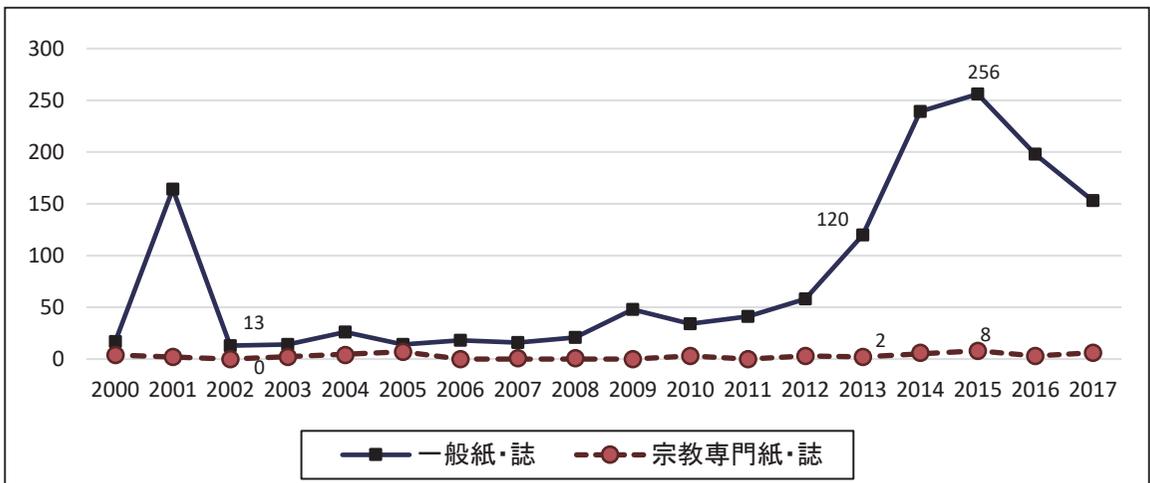
増加するのに対し、宗教専門紙・誌ではそうした動きへの対応もほとんど見られない。

宗教専門紙においては、自分たちに関係のない宗教についての記事が少ないということかもしれないので、参考のためにイスラム教についての記事について検索してみた。21世紀になって、社会的にはイスラム教への関心が増え、記事数も増えている⁽³⁰⁾。その際、報道記事にも比較的頻繁に登場する用語から、「モスク」、「ハラール（ハラル）」、そして「イスラム教+テロ」を選んでみた。まずモスクに関する結果はグラフ5に示すとおりである。一般紙・誌の場合は、年間平均1,270件であるのに対し、宗教専門紙・誌は46件である。28分の1ほどである。モスクに関してはその建設に対し、地域住民から反対運動が起こったりした例があり、一般紙・誌はそうした社会の動きも反映していると考えられるが、宗教専門紙・誌の場合は、一貫して低く、年間100件に達した年がない。最大で2002年の90件である。

グラフ5 「モスク」についての記事（一般紙・誌と宗教専門紙・誌）



グラフ6 「ハラール」についての記事（一般紙・誌と宗教専門紙・誌）



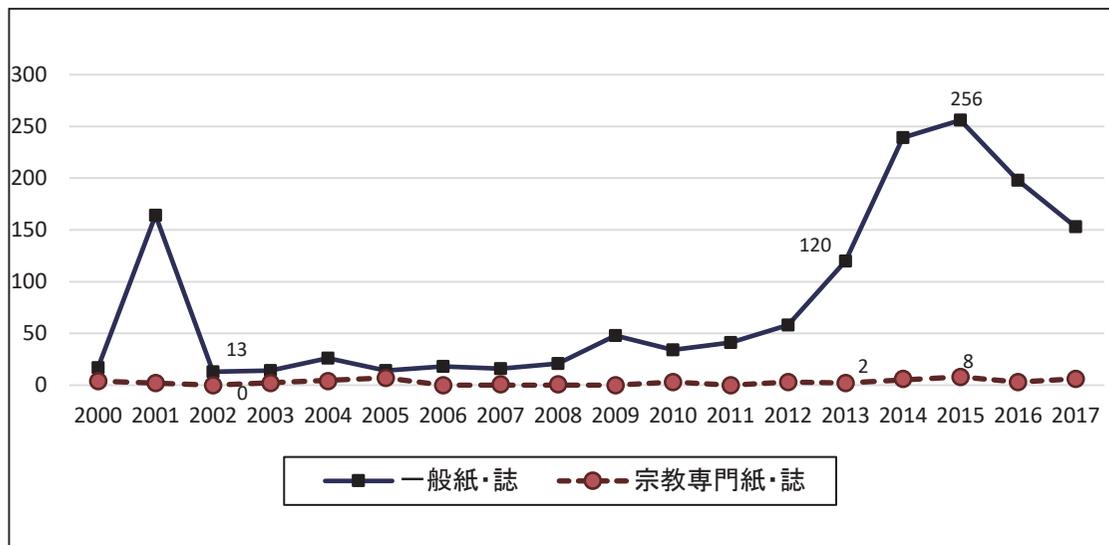
「ハラール (ハラル)」は21世紀になって、日本社会で広く知られるようになった言葉である。主にハラール食品についての話題が多いが、グラフ6から、この概念が日本社会に広く知られるようになる時期が推測できる。一般紙・誌で判断するなら、2013年以降にごく普通に使われる用語になっていったと考えられる。2015年には年間256件の記事がある。ハラールに関しても宗教専門紙・誌の記事数は少なく、年間10に達した年がない。最大で8件である。

最後に「イスラム」と「テロ」をAND検索した場合の結果をグラフ7に示す。2001年は「9.11」の同時多発テロがあったので、一般紙では年間8,000件近くの記事がヒットした。しかし宗教専門紙・誌は158件である。翌年がもっとも多く227件だが、2000年から2017年の平均は年間68件で、一般紙・誌の3,492件に比べて50分の1ほどである。2015年はジャーナリストの後藤健二がIS(イスラム国)に殺害されるという事件が起こった年であり、一般紙・誌の報道の増加はこれを反映している。しかし宗教専門紙・誌では138件にとどまっている。

このように、「モスク」、「ハラール (ハラル)」、「イスラム・テロ」のいずれにもおいても、一般紙・誌の記事ヒット数がそのときのイスラム教関係の話題に対応したものになっているのに対し、宗教専門紙・誌においては、社会的に注目されるような出来事があった場合にも、さほど記事数は増えることなく、一貫して少ない。

オウム真理教の記事の少なさも、こうした宗教専門紙・誌の傾向によるものと考えられるが、イスラム教関連に比べて、より宗教界にとって切実な問題であったはずである。しかしながら、オウム真理教に関する記事のヒット数は「モスク」のヒット数よりも少ない年がある。このような結果はたんに自分たちとはあまり関係ないこととみなすだけでなく、オウム真理教に関する話題をあまり扱いたくないという意識のあらわれとも解釈できるのではないかという推測が生じる。というのも、事件直後から宗教界においては「オウム真理教は宗教ではない」というような言説が見られたからである。あるいは「自分たちは正しい宗教であるが、オウム真理教は間違った宗教である」というような評価の仕方も見られた。そうした立場からすると、オウム真理教に言及することが意識的あるいは無意識的に控えられた可能性がある⁽³¹⁾。宗教専門紙・誌における記事の少なさは、そのような雰囲気の影響とみなしたくなるような結果である。

グラフ7 「イスラム+テロ」についての記事 (一般紙・誌と宗教専門紙・誌)



むすび

麻原彰晃ら13人の死刑執行は、社会的にはオウム真理教事件の一つの区切りとして受け止められている。死刑執行を受けてなされた集中的報道もごく短期間に収束した。しかし、宗教研究者や宗教関係者にとっては、根本的な課題が投げかけられたままの状態と言える。事件後の研究の状況や宗教専門紙・誌における取り組みからしても、肝要な点への分析は決して深められていない。

宗教研究において、オウム真理教事件以後、比較的議論が深まったのは、「カルト問題」をテーマとする研究である。ただし、ここで注意しなくてはならないのは、オウム真理教問題を契機に広がったカルト問題の研究は、従来の宗教社会学におけるチャーチ・セクト・デモネーション論、そしてその流れに即したカルト論とは異なるということである⁽³²⁾。日本におけるカルト問題はフランスのセクト問題と近い展開をたどっている。フランスで用いられるセクトは日本の宗教社会学において用いられてきたカルトに近いとも言える。カルトとセクトの学術用語における混在、及び主として米国の研究者によりなされている宗教社会学的立場からのカルトの用語法と、オウム真理教事件を契機に日本で広まった論議におけるカルトの用語法のズレは、しばしば議論を複雑にしている⁽³³⁾。

宗教研究においてもっとも議論の展開が乏しいものの一つが、研究倫理についての議論である。すでに述べたように、現代宗教を研究対象とする場合は、歴史的宗教の研究に比べて法的な問題や人間関係にとりわけ注意を払う必要がある。オウム真理教の場合、オウム真理教から改称した「アレフ」や、そこから分派した「ひかりの輪」に属する人々がいる。この他、公安調査庁から「山田らの集団」と名付けられた小さな集団が存在する。さらにこうした集団に属していないが、個人的に麻原彰晃への信仰心を保っている元信者もいると考えられる。他方で「カナリアの会」に属して、脱会した立場から何がオウム真理教の問題であったかを考えている人々がいる。こうした中に、現代宗教の調査研究を行う場合、何に注意を払い、何を考慮しながら調査し、結果を公表するのかについて、研究者は倫理問題にも一段と注意を払う必要がある。

最近ではSNSの発達によって、研究者と研究対象の情報発信はきわめて複雑な関係を作りだした。大手メディアとは別に、ウェブ上での発信は持続的であり、中にはメディアが注目しない面についても深く掘り下げられる場合がある。過去の映像も用いられているので、実証性においても新しいタイプの資料・データが出現したとみなしていい。研究成果に関わる事柄がツイッターで激しいやり取りがなされる場合も出てきている。研究対象が同時代に生きている人たちであり、かつ公安当局の監視下にある人たちであるなら、研究の公表にはウェブ上で多くの立場からの意見が交わされる可能性が高くなる。こうした情報環境はデュルケムが言うところの「社会的事実」の一つであるから、その制約から研究者は逃れられないことを自覚しておかなければならない。

研究者が研究対象としている教団に好意的評価あるいは逆に批判的評価を抱くこと自体は避けられない。というより、それはむしろ自然であろう。人間が他の人間の行動を論じるとき、そこに価値的な要素をまったく排除することはできないからである。だが、対象としている教団が犯罪への関与を疑われているときや強い社会的批判を浴びているような場合には、当該教団の関係者との面談、あるいは教団の様子を観察を公表するときに、より慎重な態度が求められる。この問題に一般的なガイドラインのようなものを設定するのは困難であろう。だが、少なくとも自分が研究対象としている教団に関しての社会全体における議論の動向に無頓着であるなら、オウム真理教問題から何も学ばなかったということになる⁽³⁴⁾。

注

- (1) 個人的にもそれに関する取材や相談を複数受けたので、そうした対応があることを確認できた。
- (2) 広瀬健一、中川智正の手記などはすでに一部公開されている。
- (3) 日本脱カルト協会は地下鉄サリン事件を受け、1995年11月に結成された。当初は日本脱カルト研究会 (Japan De-Cult Council) という名称であったが、2004年4月に日本脱カルト協会 (The Japan Society for Cult Prevention and Recovery) と変更した。公式ウェブサイトは <http://www.jspr.org/aboutjspr>
- (4) 映画監督の森達也などにより結成された。しかし死刑の執行を受け、同年8月24日に「死刑執行に抗議し、オウム事件についても一度考える」という集会を開いた上で解散した。
- (5) 月刊誌でなされた主な論評として次のようなものがある。池上彰・佐藤優 (対談)「宗教が持つ『狂気』を炙り出せ」(『中央公論』2018年9月号)、伊藤達也「『遺骨』の行方 オウム死刑囚たちは『聖人化』されるか」(『September』2018年9月号)、井上順孝「『暴力』と『認知バイアス』にどう気づくか」(『中央公論』2018年9月号)、江川紹子「オウム事件『真相は闇の中』ではない」(『Hanada』2018年9月号)、門田隆将「敗れたのは『警察』『検察』だ」(『Hanada』2018年9月号)、滝本太郎「四女と麻原彰晃の遺体を見送って」(『文芸春秋』2018年9月号)、橋爪大三郎「麻原彰晃に、なぜ若者は惹かれたのか」(『中央公論』2018年9月号)、藤田庄市「宗教的動機を解明せぬまま」(『世界』2018年9月号)、森達也・中村文則 (対談)「死刑執行という国家の答えに対する大きな疑問」(『創』2018年9月号)。
- (6) この点については、洗建「宗教法人法改正問題」京都仏教会監修/洗建・田中滋編『国家と宗教 一宗教から見る近現代日本 下』(法蔵館、2008年、所収)を参照。
- (7) 改正論議については、国際宗教研究所編・井上順孝責任編集『宗教法人法はどこが問題か』(弘文堂、1996年)を参照。また改正がオウム真理教問題に対応していないことを指摘したものに、飯野賢一「宗教法人法改正とその後の法状況」(『愛知学院大学宗教法制研究所紀要』第52号、2012年、所収)がある。
- (8) この際のヒアリングに当時日本宗教連盟の理事であった筆者も参加する機会があった。そして公教育における宗教教育は宗教文化教育が適切であるという意見を述べた。
- (9) こうした立場から刊行された書籍の代表的なものが、櫻井義秀による次の一連の研究書である。櫻井義秀『「カルト」を問い直す一宗教の自由というリスク』(中央公論新社、2006年)、同編著『カルトとスピリチュアリティー現代日本における「救い」と「癒し」のゆくえ』(ミネルヴァ書房、2009年)、同『カルト問題と公共性：裁判・メディア・宗教研究はどう論じたか』(北海道大学出版会、2014年)である。また朝日新聞記者であった菅原伸郎は宗教教育のサブカテゴリーに「対宗教(カルト)安全教育」を加えるべきとした。菅原伸郎『宗教をどう教えるか』(朝日新聞社、1999年)参照。
- (10) 公式ウェブサイトは <http://www.stopreikan.com/>
- (11) 鄭明析は2008年に中国で逮捕され、2009年に韓国で懲役10年の高等法院判決が確定したが、2018年2月に出所している。
- (12) 拙論「現代宗教を考える④ 九五年ショック」(『寺門興隆』65、2004年)参照。
- (13) これに関しては拙論「科学を装う教え 一自然科学の用語に惑わされないために」(宗教情報リサーチセンター編『〈オウム真理教〉を検証する 一そのウチとソトの境界線』(春秋社、2015年)を参照。
- (14) オウム真理教に関しては藤倉善郎「オウム真理教事件—ニセ科学と科学が混在したマッドサイエンス集団」という文が掲載されている。その他、幸福の科学、ライフスペース、パナウェーブ、統一教会の例が扱われている。
- (15) 井上順孝・孝本貢・対馬路人・中牧弘允・西山茂編、弘文堂刊。
- (16) 宗教研究者によるものとしては、渡辺学『オウムという現象 一現代社会と宗教』(晃洋書房、2014年)などがある。なお外国人でも、Erica Baffelliのように日本国内でオウム真理教やひかりの輪について調査した研究者がいるが、ここでは、日本国内の研究状況を的を絞っているので、国外の研究者の研究成果への言及は割愛した。
- (17) 宗教情報リサーチセンター編『情報時代のオウム真理教』(春秋社、2011年)所収。
- (18) 宗教情報リサーチセンター編『〈オウム真理教〉を検証する』(前掲書)所収。
- (19) これは週刊誌『SPA!』の1989年12月6日号に掲載された。

(20) これは『宝島30』1995年3月号に掲載された。まさにサリン事件の直前であり、その発言は非常に批判されることとなった。

(21) よく知られているのは、ビートたけしとの対談映像「たけしの死生観、麻原の仏教観」と、「とんねるずの生でダラダラいかせて!!」の「麻原彰晃の青春人生相談」のコーナーへの出演番組である。

(22) この結果を刊行するための編集作業が行われたが、出版のめどがたたず、刊行されずに終わった。ここでの議論もいずれ紹介する必要があると考えている。

(23) ひかりの輪は研究者向けに調査を呼び掛ける文書を出したことがある。2015年4月に「國學院大學神道文化学部宗教学ご担当様」宛てで郵送されてきた文書には、「当団体では、オウム真理教のような宗教団体の再来を防ぎ、同様の事件の再発を防止するためにも、今後も、大学や研究者等の皆さまの御研究にできるだけ協力させていただき所存ですので、ご要望がございましたら、ご遠慮なくお申し出くださいますようお願い申し上げます」と記されている。「宗教学者等の研究者への御協力」として、それまでひかりの輪を訪れた3人の外国人研究者名や7つの研究所名・大学名を記している。研究に対してオープンであるということと、積極的に調査を勧誘することの間には、大きな差があることも研究者は自覚する必要がある。

(24) ポプラ社、2005年刊。川村邦光は、早川紀代秀の証人尋問を依頼されたことを契機に、本書の刊行に至った。

(25) 岩波書店、2008年刊。

(26) 春秋社、2017年刊。

(27) 芦田徹郎編『オウム真理教と地域社会』（甲南女子大学（文部省科研費報告書）、1999年）は社会学者が行った数少ないオウム真理教に関する共同研究の成果である。

(28) (公財) 国際宗教研究所の業務の一環として1998年11月に設置された。

(29) この記事データベースの作成は担当者の入れ替わりなどもあるので、記事の取捨選択には若干のブレがある。それでも重要な出来事は網羅されているので、いくぶんの誤差を考慮しても、ここでの議論には耐えうると考える。

(30) この背景には東南アジアのイスラム諸国とのつながりが深まり、多くのイスラム教徒が来日するようになったことが関係していると考えられる。

(31) それでも一部には、「オウム真理教に入信した若者がなぜ寺院に足を運ばなかったか」といったような問題意識をもった僧侶もいたことはつけ加えておきたい。

(32) 宗教社会学でのカルトの定義はスターク (R. Stark) とベインブリッジ (W.S. Bainbridge) が用いた定義に依る場合が多い。彼らはカルトの下位区分にクライアントカルト、オーディエンスカルト、カルト運動を挙げている。

(33) この点を意識して、井上順孝編『現代宗教事典』（弘文堂、2005年）では「カルト」、「カルト運動」、そして「カルト・セクト問題」という3つの項目を設けて、これらの差を示そうとしたが、現在でも研究者ごとに使用法はまちまちである。

(34) これに関して、今回の死刑執行に際して生じた動きのうち、より鮮明に浮上してきた問題を1つつけ加えておきたい。それはオウム真理教の元信者の視点に立とうとするジャーナリストの立場が批判された点である。それは先に述べた「オウム事件真相究明の会」における特に森達也の発言内容である。森達也はサリン事件直後から、ほぼすべてのメディアが「オウム叩き」に動くことに危惧を覚え、当時のオウム真理教荒木広報部長をはじめ信者たちに直接取材し、撮影機を回すというを行なった。そうして制作された映画『A』や『A2』は、オウム真理教問題を、多くのマスメディアとは異なった視点から扱うものとして注目された。

しかし死刑執行反対の理由として、麻原彰晃は真相を話していないとか、精神鑑定を行うべきであると主張したこと、あるいは三女である松本麗華（アーチャーと呼ばれていた）に共感を示すような姿勢があったことで、オウム法廷をずっと聞いていたような人たちから強い批判を受けることとなった。とくに法廷をずっと傍聴していたジャーナリストの青沼陽一郎は、1回しか法廷で傍聴していない森が、麻原が何もしゃべっていない主張していることについて、事実と反すると批判した。青沼はYouTubeに「麻原法廷」のシリーズをアップロードし、そこで自分が法廷でとったメモに基づいて、法廷での様子をアニメで紹介している。